

1. 件名：検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談
2. 日時：令和2年9月30日（水）13：30～16：00
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせテーブル（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
核燃料施設等監視部門
熊谷統括監視指導官、伊藤企画調査官、服部上席監視指導官、木村主任監視指導官、関主任監視指導官、池谷調整係長、小野原子力運転検査官
専門検査部門
松本主任原子力専門検査官
日本原燃（株）安全・品質本部 部長 他9名
日本原子力研究開発機構 保安管理部 施設安全課 課長 他14名
三菱原子燃料（株）安全・品質保証部 副部長 他5名
原子燃料工業（株）東海事業所環境安全部長 他4名
日本核燃料開発（株）保安管理部長 他6名
（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン保安管理部保安管理課課長他1名
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉本部放射線管理部技術専門職員他1名
東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他2名
リサイクル燃料貯蔵（株）取締役技術安全部長 他3名
立教大学 原子力研究所 管理室長 他3名
東芝エネルギーシステムズ（株）原子力技術研究所 原子炉主任技術者 他1名
（株）日立製作所 王禅寺センタ長 他3名
近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者
核物質管理センター六ヶ所保障措置センター参事 他1名
ニュークリア・デベロップメント（株）取締役原子力3S統括者 他9名
5. 要旨
 - （1）原子力規制庁から、配布資料（2）に基づき前回面談を踏まえ、当部門内にも保安規定が整備されることとなった謝辞と定期事業者検査に関わる規則についての質問への回答を行った。日本原燃（株）から、通年で定期事業者検査を実施する施設における保全の有効性評価結果の提出時期について質問があり、個別の面談で調整を行っていくこととした。
 - （2）日本原燃（株）から、配布資料（3）に基づき事業規則に基づく施設管理の実施状況の記録について、自社で実施しようとしている具体的な内容の説明があり、原子力規制庁から、何か気づき等が生じた際に、当該設備に関する設計段階の検討やレビューの内容（設備の波及的影響の検討を含む）が追跡可能な記録を施設管理の実施状況の

記録として位置づけ、保安規定の文書とも関連づけて保存をしていただきたいこと、また当該記録の具体的な内容については、施設の規模に応じてそれぞれの設置者で検討いただきたい旨を伝えた。日本原子力研究開発機構（以下、JAEAという。）より、保存期間が長いことへの懸念として、頻繁に実施するような巡視の記録についても、それら全てを規則に基づく期限まで保存するののかとの質問があり、原子力規制庁から実用炉での運用を調べた上で後日回答する旨を伝えた。

- (3) 日本原燃(株)から、配布資料(3)に基づき、保安規定に基づき実施予定のコンフィギュレーション管理の具体的な内容について説明があった。原子力規制庁から、当該活動に関する記録の扱いについて質問したところ、日本原燃(株)から新たな記録は作成せず、既存の記録において運用していくとの回答があった。
- (4) 原子力規制庁から、配布資料(4)に基づき、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下、品質管理基準規則という。)においてコンフィギュレーション管理に関わる部分の説明を実施した。コンフィギュレーション管理は、品質管理基準規則における「識別管理」及び「トレーサビリティの確保」の具体的な実施例であり、ROPの基本理念である「設置者自らがリスクを捉えて改善する活動」の一環ともいえるが、あくまでも設置者の自主的な活動の範囲である旨を伝えた。
- (5) 原子燃料工業(株)から、配布資料(5)に基づき、安全文化に係る活動(ウォッチドッグ活動)について説明があった。原子力規制庁から、以前、事業所を訪問した際、ウォッチドッグ活動について社員から紹介を受け、本活動により風通しがよく明るい雰囲気職場環境となり、安全意識の向上につながっているとの情報を受けたことを紹介した。また、原子力規制庁からウォッチドッグ受領者に対する保護等の仕組みについて質問したところ、社長指示のもと全社一丸となって取り組んでいるものであり保護される仕組みになっているとの説明があった。JAEAやニュークリア・デベロップメント(株)からも、安全文化の育成及び維持の活動に関する取り組みの紹介があった。
- (6) 原子力規制庁から、配布資料(6)に基づき、品質管理基準規則における安全文化の育成と維持に関わる部分の説明を実施した。特に、品質管理基準規則第10条の「原子力安全の確保の重視」を取り上げ、過去に発生した事故の反省から、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことを求めていることを伝えた。また、IAEAの安全文化の定義を紹介して安全文化は組織だけでなく個人にも求めるものであることから、人と環境へ与えるリスクの低い使用者(政令第41条非該当)に対しても品質管理基準規則の第54条第2項において求めていること等を説明した。その他、検査官が用いるガイドとして配布資料(7)を、また、配布資料(7)の基となった旧保安院が作成した配布資料(8)を、安全文化の活動を考える参考資料として紹介した。
- (7) 原子力規制庁から、配布資料(7)に基づき、政令第41条該当及び非該当双方の施設を持つ使用者に対する原子力規制検査等について、今後の実施方法等を説明した。今後は、原子力規制検査については政令第41条該当施設及び政令第41条非該当施設

設の双方を実施すること、廃棄物管理状況報告については政令第41条該当施設の報告に非該当施設の報告を含めること等を伝えた。JAEAから追加となる政令第41条非該当施設の検査の対象について質問があり、原子力規制庁から事業所毎に検査を実施する旨を回答した。

- (8) 原子力規制庁から、核燃料施設等では実用炉と比較して、多種多様な施設を少数の設置者が所有している特徴があり、設置者が一同に集まり情報を共有する場がないことから、今後も必要に応じて、規制側が主体となって情報共有の場を設けていく用意があることを伝えた。

6. 配布資料

- (1) 議事次第（原子力規制庁資料）
- (2) 前回の面談録（原子力規制庁資料）
- (3) 第3回核燃料施設合同面談資料（資料1 施設管理の実施状況の記録について、資料2 構成管理の三要素の均衡維持について）（日本原燃（株）資料）
- (4) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
コンフィギュレーション管理について（原子力規制庁資料）
- (5) 安全文化に係る活動について ウォッチドッグ活動（原子燃料工業（株）資料）
- (6) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
安全文化の育成と維持に係る要求について（原子力規制庁資料）
- (7) 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド（原子力規制庁資料）
- (8) 規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドラインについて（原子力安全・保安院）（原子力規制庁資料）
- (9) 政令第41条該当／非該当双方の施設を持つ使用者に対する原子力規制検査等について（原子力規制庁資料）